

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

催眠(ハイハイ)商法

「日用品を無料で配る」などと言って人を集め、会場の雰囲気を盛り上げ、興奮状態の中で最後に高額商品を買わせようとする商法です。

健康食品、磁気マットレス、ふとんなど高齢者か何かと心配な「健康」に関する商品が多いようです。



無料の景品に誘われて
最後は高額商品を買わされる!!

タダほど高いものはありません。甘い言葉には気をつけましょう!

- ★粗品や引換券等を配っていても安易に会場へは行かないようにしましょう。
- ★契約を勧められても、その場ですぐ決めずに、家に帰って家族や友人等に相談しましょう。
- ★いらぬ時はハッキリ「いりません」と断りましょう。
- ★万一、契約した場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。



あきらめないで、
まず相談!

宮崎県消費生活センター
☎ 0985-25-0999

都城支所
☎ 0986-24-0999

延岡支所
☎ 0982-31-0999

